

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を
実施しなかった理由について

令和 8 年 8 月 25 日
厚生労働省

今般制定された、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 134 号）は、令和 8 年熊本地震の影響を踏まえ、雇用調整助成金の特例を緊急に定める必要があるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

担当：厚生労働省 職業安定局雇用開発企画課